

日本のひなた宮崎 国スポ デモンストレーションスポーツ実施基準要項

この要項は、別に定める「第81回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針」に基づき、デモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）における各競技会の円滑な運営に資するため、実施に関する基本的な事項を定める。

1 実施時期及び実施期間

- （1）実施時期は、令和9年4月1日から日本のひなた宮崎 国スポ閉会までの期間とする。
ただし、総合開会式・閉会式当日は除くものとする。
- （2）実施日数は、原則として1日とする。

2 競技別実施要項

- （1）デモスポの実施方法については、競技別実施要項に定めることとし、その記載内容は原則として以下のとおりとする。
 - ア 期日
 - イ 会場
 - ウ 種別及び参加人員
 - エ 競技上の規程及び方法
 - オ 選考方法
 - カ 参加資格
 - キ 表彰
 - ク 参加申込方法
 - ケ 参加負担金
 - コ 参加上の注意
 - サ 個人情報の取扱いについて
 - シ その他
- （2）競技別実施要項は、会場地市町村と関係競技団体等が協議の上、作成する。

3 競技別プログラム

- （1）競技別プログラムの記載内容は原則として以下のとおりとする。
 - ア 開催県知事のあいさつ
 - イ 会場地市町村代表の歓迎のことば
 - ウ 競技会役員
 - エ 競技役員、係員及び補助員
 - オ 表彰式次第
 - カ 会場図
 - キ 競技日程
 - ク 競技の見方
 - ケ 組合せ
 - コ その他必要な事項
- （2）競技別プログラムは、会場地市町村と関係競技団体等が協議の上、作成する。

4 競技役員等の編成

競技役員及び競技補助員は、会場地市町村と関係競技団体等が協議し、各競技及び会場地市町村の実情に即して、適切に編成する。

5 参加申込及び組合せ抽選

参加申込受付及び組合せ抽選は、会場地市町村と関係競技団体等が協議して行う。

6 記録及び結果

記録及び結果は、競技会終了後、会場地市町村が県記録本部へ報告する。

7 その他

- (1) 参加者には大会参加記念章を与えることができる。
- (2) 参加者は傷害保険に加入しなければならない。
- (3) 個人情報の取扱いについて、会場地市町村と関係競技団体等は個人の権利利益を侵害することがないように適切に行う。